

減額制度をご利用ください

HP 2489

固定資産税(家屋)の減額制度

新築住宅は固定資産税の2分の1を減額

対 専用住宅(床面積50㎡～280㎡)、店舗等併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上)、賃貸マンション等(専有部分と共有部分で判定)

減額範囲 居住用の床面積として120㎡が上限 **減額期間** 一般住宅 3年 長期優良住宅 5年

住宅改修工事等による固定資産税の減額

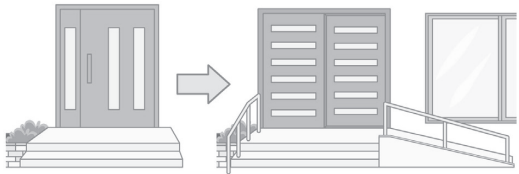
新築住宅以外に、次の減額制度があります。減額を受けるためには、改修完了日から**3か月以内**に申請が必要です。詳細は課税Gにお問い合わせください。

バリアフリー改修による減額

対 新築から10年以上経過し(賃貸を除く)、改修工事を行った家屋

- 要件**
- 次のいずれかの方が居住していること
 - ① 65歳以上の方
 - ② 要介護または要支援の認定を受けている方
 - ③ 障がいをお持ちの方(手帳等の交付を受けている方)
 - 補助金等を除いた改修工事費用が税込で50万円を超える、次の改修工事を行ったもの

通路等の拡幅、階段のこう配の緩和、浴室・トイレの改良、引き戸への取替、手すりの取付、床のすべり止め、段差解消など



耐震改修による減額

対 昭和57年1月1日以前から現存している住宅(賃貸を除く)で、現行の耐震基準に適合する改修を行った家屋

- 要件**
- 耐震改修費用が税込で50万円を超えていること
 - 増改築等工事証明書等を提出すること

省エネ改修による減額

対 平成26年4月1日以前から現存している住宅(賃貸を除く)で、改修工事を行った家屋

- 要件**
- 断熱改修部分が現行の省エネ基準相当に新たに適合すること
 - 補助金等を除いた改修工事費用が税込で60万円を超えていること
 - 窓の改修工事とともに下記①～③のいずれかの工事を行い、増改築等工事証明書等を提出すること
 - ① 床、天井、壁の断熱工事
 - ② 太陽光発電の設置工事
 - ③ 高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事

問 税務課 課税G **☎** 77-6535・窓口2番

ご協力をお願いします

75歳以上で一人暮らしをしている高齢者の実態調査

75歳以上で一人暮らしをしている高齢者を対象に例年、生活状況や健康状態、生活の困りごとなどを確認しています。

今年も8月中旬から10月にかけて、お住まいの地域の民生委員に協力をいただき実態調査を行います。

民生委員がご自宅を訪問した際には、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

問 地域包括支援センター **☎** 75-3220

暑さをしのぐために

HP 13407

クーリングシェルターをご利用ください

熱中症から皆様の健康を守るため、次の施設をクーリングシェルターとして平時より開放していますので、ご利用ください。

指定施設 町民会館、スーパーアークス美幌店、コープさっぽろ美幌店、シティびほろ店

特に危険な暑さの日(熱中症特別警戒アラートが発表された時など)は、しゃきっとプラザも開放します。

- 注意**
- 受け入れできる人数には限りがあります。
 - 利用時は各施設の指示に従ってください。

問 危機対策課 危機対策G **☎** 77-6528

7月1日より申請受付中です

HP 13408

UIJターン支援事業

UIJターン支援事業の補助金申請と支援対象事業者の募集を7月1日から開始しています。

補助金申請

- 補助要件**
- 「UIJターン支援対象事業者」に登録済の町内企業に就職するため、本年4月1日以降に美幌町に転入し、転入後3か月以上の方
 - 本町に住民票を移した時点で、満45歳未満の方
 - 就業先が、支援対象事業者として登録している町内企業であること
 - 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること など

手続き 対象要件を満たした後、必要書類を提出

補助金額 30万円(同一人に対して1回限り交付)

支援対象事業者の募集(随時受付中)

事業者への補助金交付はありませんが、雇用者確保の一環として、ぜひ登録・活用してください。

- 対象要件**
- 勤務地が町内に所在すること(町外に事業所等がある場合、勤務地を町内に限定する)

手続き 対象要件を満たした後、必要書類を提出し、事業者登録を行います。

※書類提出時に記載されている内容を町HP等で公開させていただきます。

提出先

政策推進課 政策統計G

✉ seisakug@town.bihoro.hokkaido.jp



詳細は町HPをご覧ください。右のORコードから確認できます。

問 政策推進課 政策統計G **☎** 77-6529・窓口16番

ぜひご応募ください

HP 14422

美幌町総合計画審議会委員の募集

広報7月号では、第7期総合計画の内容を考える「びほろみらいまちづくり会議」の委員を募集しましたが、この会議で考えた内容(素案)を審議するため、総合計画審議会を設置します。この審議会は町内関係団体の長と公募によって参加する方で構成します。

参加資格 町内在住の18歳以上で、自治への識見を有する方 **人数** 2名

委嘱期間 本年9月から2年間の予定

会議開催 2か月に1回程度(初回は本年10月の予定)

報酬 有(町の規定により支給)

応募方法 町HPに掲載、または政策統計Gに備え付けの応募用紙に必要事項を記入のうえ直接持参、メール、FAX、郵送のいずれかの方法で政策統計Gへ提出

募集期間 8月29日(金)まで

✉ seisakug@town.bihoro.hokkaido.jp
FAX 72-4869

応募者多数の場合は選考となりますので、ご了承ください。

問 政策推進課 政策統計G **☎** 77-6529・窓口16番

事業者の皆様へ

HP 13795

職場における熱中症対策が義務化されています

熱中症にかかる恐れのある作業を行う労働者の健康を守るため、法改正によりその対策が強化されています。

■対象となるのは

暑さ指数28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

熱中症の重篤化を防ぐため、次の対策が事業主に義務付けられています。

- 1 熱中症の自覚症状がある作業や、その恐れがある作業を見つけた者が、その旨を報告するための体制整備と関係労働者への通知
- 2 熱中症にかかる恐れのある労働者を把握した場合に、迅速・的確な判断ができるよう、
 - 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地など
 - 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送など必要な措置の実施手順の作成と関係作業員への周知

熱中症対策について職場でしっかり話し合い、働きやすい職場を整えましょう。

詳細は厚生労働省HP「職場における熱中症対策の強化について」をご覧ください。→



問 危機対策課 危機対策G **☎** 77-6528